

東京地方裁判所 平成 30 年（フ）第 6361 号
破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

第 4 回債権者集会報告書

令和 3 年 4 月 28 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外
破産管財人 弁護士 内田 実

第 1 前回集会後の主な管財業務の状況

第 3 回債権者集会以降の主な管財業務の状況は以下のとおりであり、各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち、配当可能性がない破産者が 18 者、配当可能性がある破産者が 13 者となっている。

1 配当可能性がない破産者（18 者）

（1）異時廃止により手続を終結した破産者（15 者）

配当の可能性がない下表 1 記載の破産者 15 者については、換価した資産をもって未払の財団債権（公租公課、労働債権）を支払うだけの資産がないことから、いずれも令和 2 年 9 月 16 日付で破産裁判所より異時廃止決定を受け、破産手続は終結した。このうち、財団債権の按分弁済が必要であったかぶちゃん信州乳業、かぶちゃん農園食堂については、いずれも弁済を完了している。

表 1 配当可能性がなく異時廃止により手続を終結した破産者一覧

No.	事件番号	破産者
1	平成30(7)第6711号	ケフィアインターナショナル株式会社
2	平成30(7)第6712号	株式会社ケーアイ・アド
3	平成30(7)第6713号	株式会社ケフィア・カルチャーカード
4	平成30(7)第6714号	株式会社ケフィア・クリエイティブ
5	平成30(7)第6715号	株式会社メープルライフ
6	平成30(7)第6717号	一般社団法人柿国際文化協会
7	平成30(7)第6721号	一般社団法人ケフィアグループ振興協会
8	平成30(7)第6861号	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
9	平成30(7)第7241号	ケフィアグループC&L株式会社
10	平成30(7)第7242号	合同会社かきの森
11	平成30(7)第7421号	かぶちゃん信州乳業株式会社
12	平成30(7)第8117号	株式会社かぶちゃん農園食堂
13	平成30(7)第8118号	かぶちゃん製菓株式会社
14	平成30(7)第8151号	株式会社ケフィア・サプリメント
15	平成30(7)第9344号	亡鏑木武弥相続財産

(2) 破産手続が係属している破産者 (3者)

下表 2 記載の破産者については、配当の可能性はないものの破産手続が係属しており、その理由は以下アないしウ記載のとおりである。なお、下表記載の破産者 3 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 3 のとおりである。

表 2 配当可能性はないが手続が係属している破産者一覧

No.	事件番号	破産者
1	平成30(7)第6362号	株式会社飯田水晶山温泉ランド
2	平成30(7)第6716号	株式会社ケーツーシステム
3	平成30(7)第6718号	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社

ア 飯田水晶山温泉ランド

当職は、飯田水晶山温泉ランドが運営する「かぶちゃん村事業」、「水晶山温泉事業」及びかぶちゃん電力が運営する「バイオマス発電事業」の事業を譲渡したが、その事業譲渡に関連する手続が一部完了していないことから、破産手続を続行する予定である。

イ ケーツーシステム

ケーツーシステムについては配当見込みがないものの、ケフィア事業振興会等が管財業務を継続する上で必要な継続的契約の主体となっており、相手方の都合により契約者名義の変更ができないことから、破産手続を続行する予定である。

ウ かぶちゃんファイナンシャルサービス

かぶちゃんファイナンシャルサービスは後記4の訴訟の原告となっており、当該訴訟の終結までなお相当の期間を要する見込みであることから、破産手続を続行する予定である。

2 配当可能性がある破産者（13者）

(1) 査定・受継への対応（弁護士との和解）

配当可能性のある破産者13者に対する債権認否に対しては、下表3記載のとおり、査定の申立15,555件及び受継訴訟226件が存在した。

表3 査定申立・受継訴訟件数一覧

事件番号	破産者	件数		
		査定申立	受継訴訟	合計
平成30(7)第6361号	株式会社ケフィア事業振興会	1,189	29	1,218
平成30(7)第6363号	かぶちゃん九州株式会社	1,198	—	1,198
平成30(7)第6364号	かぶちゃんメガソーラー株式会社	1,198	2	1,200
平成30(7)第6719号	ケベッククラブ合同会社	1,198	—	1,198
平成30(7)第6720号	九州クラブ合同会社	1,198	—	1,198
平成30(7)第6722号	かぶちゃん電力株式会社	1,198	—	1,198
平成30(7)第7144号	かぶちゃん農園株式会社	1,185	8	1,193
平成30(7)第7243号	株式会社コラボ南信州	1,198	—	1,198
平成30(7)第7422号	かぶちゃんファーム株式会社	1,198	—	1,198
平成30(7)第7501号	かぶちゃんインターナショナル株式会社	1,189	—	1,189
平成30(7)第9372号	カブラキホールディングス株式会社	1,198	—	1,198
平成30(7)第9373号	鎬木秀彌	1,210	64	1,274
平成31(7)第706号	辻秀子	1,198	123	1,321
	合計	15,555	226	15,781

これらの審理に対応する場合、その解決には相当長期間を要することが予想され、債権者への配当が可能となる時期が著しく遅れることが懸念された。そこで当職は、各事件を早期に処理するとともに、財団をできるだけ振興会に集約するという方針のもと、まずは多数の査定申立て事件及び受継事件に関わっている各地の弁護士との間で和解に向けた協議を進めた。その結果、令和2年

11月、破産裁判所の許可を得て、弁護団との間で、①弁護団は査定申立て、受継訴訟にかかる訴えを全て取り下げること、②この取り下げがなされることを条件として、ケフィア事業振興会、かぶちゃんメガソーラー、ケベッククラブおよび九州クラブの各債権調査手続において行った弁護士費用にかかる届出に関する異議について、既に当職が認める認否をした債権額の5%相当額の異議を撤回すること等を内容とする和解が成立した。

当職は、この弁護団との和解成立後に、弁護団受任事件以外についても、早期に配当を実施し振興会に財源を集約させるという方針を説明して、査定申立て及び受継訴訟にかかる訴えの取り下げを主たる内容とする和解による解決を図るべく協議を重ねたところ、全ての事件について、当事者（代理人）の理解を得て解決を図ることができた。

(2) 配当の実施（13者）

ア 和解後の配当の手順

弁護団との前記和解により、未確定破産債権が無くなったため、配当可能性のある前記破産者13者について配当手続を実施することが現実的に可能となった。もっとも、すでに報告しているとおり、配当可能性のある破産者間には破産債権が存在することから、一斉に配当手続に入ることはできず、別紙2「配当スケジュール」のとおり順序を付けて配当を行う必要があった。

イ 配当を完了した破産者の配当手続（9者）

前記13者のうち、下表4記載の破産者9者（別紙2の第1グループ、第2グループ、及び第3グループのうちコラボ南信州）については、破産裁判所の許可を得た上で、破産債権者が配当手続に参加するための要件を具備しなければならぬ法定の期間（除斥期間）、破産債権者が配当表に対する異議を述べることができる法定の期間（異議期間）の満了を経て、順次、配当金の支払いを実行して配当手続を完了した。

破産者9者の配当手続における、配当に加えるべき破産債権者数、債権額、配当した金額、配当率は、下表4記載のとおりである。

表 4 9 者の配当手続の内容

No.	破産者	配当の方法	グループ	配当に加えるべき債権者			配当に加えるべき債権額 (円)	配当した金額 (円)	配当率
				会員債権者	一般債権者	合計			
1	かぶちゃんインターナショナル株式会社	簡易	1	1,200	3	1,203	67,625,049	1,410,123	2.0852110584%
2	かぶちゃんファーム株式会社	最後	1	1,208	21	1,229	1,199,531,618	25,978,242	2.1656995962%
3	カブラキホールディングス株式会社	簡易	1	1,212	1	1,213	224,441,709	46,439	0.0206390896%
4	かぶちゃん九州株式会社	最後	1	1,207	10	1,217	1,700,811,406	10,376,871	0.6101131473%
5	辻 秀子	最後	1	1,223	2	1,225	20,202,090,329	26,222,269	0.1297997809%
6	鎬木 秀彌	簡易	1	1,317	12	1,329	21,351,443,001	1,626,533	0.0076179160%
7	かぶちゃん農園株式会社	簡易	2	1,201	54	1,255	4,099,647,945	3,658,930	0.0892501758%
8	かぶちゃん電力株式会社	最後	2	1,207	6	1,213	1,699,239,127	217,954,366	12.8265860605%
9	株式会社コロボ南信州	簡易	3	1,207	5	1,212	672,431,484	6,912,566	1.0279957385%

注) No.6 破産者鎬木秀彌の破産債権者 2 名は、配当許可申立後に届出債権を取下げたため、実際に配当した金額は、上表記載の 1,626,533 円から、取り下げられた破産債権に対応する 522 円を控除した、1,626,011 円となっている。

その後、上表 4 記載の 9 破産者については、令和 3 年 4 月 21 日に開催された債権者集会において、配当の実施及び任務終了の計算報告を行い、同日付で破産手続終結の決定がなされた。

9 破産者が配当した金額合計 294,186,339 円（前記 522 円も含む）のうち、ケフィア事業振興会などのグループ内破産者に配当した金額は下表 5 記載のとおり合計 293,222,734 円であって、上記 9 破産者の配当額の大部分がグループ内破産者への配当に充てられている。その際、現在、配当手続を実施しているかぶちゃんメガソーラーに対しては合計 4,669,686 円が配当されており、また、今後配当を実施するケフィア事業振興会に対しては合計 285,435,220 円の配当金が支払われており、9 破産者の配当金の大部分がこれら 2 破産者へ配当されている。

表 5 グループ内破産者に対する配当

事件番号	No.	破産者	グループ内破産者に対する配当	
			配当先	配当金額(円)
平成30年(フ)第7501号	1	かぶちゃんインターナショナル株式会社	ケフィア事業振興会	69,775
			かぶちゃん農園	1,339,730
平成30年(フ)第7422号	2	かぶちゃんファーム株式会社	ケフィア事業振興会	23,930,139
			かぶちゃん農園	1,771,143
			かぶちゃんメガソーラー	7,144
			かぶちゃん電力	860
平成30年(フ)第9372号	3	カブラキホールディングス株式会社	ケフィア事業振興会	46,439
平成30年(フ)第6363号	4	かぶちゃん九州株式会社	ケフィア事業振興会	5,699,440
			かぶちゃんメガソーラー	4,662,542
平成31年(フ)第706号	5	辻 秀子	ケフィア事業振興会	26,222,269
平成30年(フ)第9373号	6	鏑木 秀彌	ケフィア事業振興会	1,616,179
			コラボ南信州	3,399
平成30年(フ)第7144号	7	かぶちゃん農園株式会社	ケフィア事業振興会	3,409,167
			コラボ南信州	2,696
平成30年(フ)第6722号	8	かぶちゃん電力株式会社	ケフィア事業振興会	217,529,937
平成30年(フ)第7243号	9	株式会社コラボ南信州	ケフィア事業振興会	6,911,875

グループ内破産者への配当	293,222,734
ケフィア事業振興会	285,435,220
かぶちゃんメガソーラー	4,669,686

ウ 配当手続中のかぶちゃんメガソーラー

かぶちゃんメガソーラーについては、破産裁判所の許可を取得後、配当の実施につき令和3年3月17日付で官報に公告し、イ記載の各破産者同様、法定の期間が満了した。今後は、令和3年5月以降、順次、配当金の支払いを実行する予定である。

かぶちゃんメガソーラーの配当の内容は下表6記載のとおりであり、ケフィア事業振興会に対する配当金は、178,510,523円を予定している。

表 6 かぶちゃんメガソーラーの配当内容

No.	破産者	配当の方法	グループ	配当に加えるべき債権者				配当に加えるべき債権額(円)	配当する金額(円)	配当率
				破産債権のある 会員債権者	破産債権のない 会員債権者	一般債権者	合計			
10	かぶちゃんメガソーラー株式会社	最後	3	1,777	1,088	14	2,879	2,886,741,851	303,575,144	10.5162189301%

エ 配当準備中の破産者 (3 者)

(ア) 配当の手順

ケフィア事業振興会、ケベッククラブ及び九州クラブについては、次の手順で配当を実施することになる。

まず、ケフィア事業振興会は、前記かぶちゃんメガソーラーからの配当金を受領した後に配当手続に入り、ケベッククラブは、ケフィア事業振興会からの配当金を受領した後に配当手続に入り、九州クラブは、ケフィア事業振興会及びケベッククラブからの配当金を受領した後に配当手続に入るという関係にある。

以上の手順を前提に、現時点における各破産者の配当の予定は以下のとおりである。なお、これら破産者 3 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 3 のとおりである。

(イ) ケフィア事業振興会について

ケフィア事業振興会については、後記のとおり、国税不服審判手続及び取消訴訟、並びに、元法務部長らに対する訴訟が係属中であり、換価業務が完了していない。しかしながら、これらの手続が完了するには更に相当の期間を要すると見込まれるところ、現時点で既に相当額の財団が形成されていることに鑑みると、中間配当手続により早期の配当金の支払いを実行することが妥当であると判断し、令和 3 年 5 月にかぶちゃんメガソーラーからの配当金を受領した後に中間配当の手続に入る予定である。

中間配当の配当率に関しては、一般的に中間配当を実施する場合、将来の最後配当の手続までに要する管財業務の内容、必要となる管財事務費用等を想定し、その後の手続中に財団不足が生じないように相応の資金を破産財団に残したうえで、余剰資金は最後配当の手続における配当原資とする扱いが通例である。しかし、本件においては、早期の被害者救済を実現させるために、中間配当の段階でできる限り多くの配当を実施する方針としたい。このため、前記訴訟等の結果によっては、最後配当の配当率が極めて低くなる可能性もあるが、破産管財人としてはできる限り多くの最後配当ができるように努める方針である。

中間配当のスケジュールについては、まず、令和3年5月にケフィア事業振興会の配当手続の許可申立てを行い、7月頃より順次債権者に配当通知を発送し、8月以降に配当を実施する予定である。

(ウ) ケベッククラブ、九州クラブ

ケベッククラブ、九州クラブについては、ケフィア事業振興会からの配当が配当原資の一部となるため、ケフィア事業振興会からの配当金を受領した後にそれぞれの中間配当の手続を実施する予定である。その時期は、令和3年8月頃にケベッククラブの中間配当の許可申立を行って配当を実施し、その配当金が支払われた後に、九州クラブについて同様の手続をとる予定である。

3 国税不服審判手続への対応及び処分取消しを求める訴えの提起

(1) 国税不服審判所長に対する審査請求（平成26年7月期）について

当職は、神田税務署による更正をすべき理由がない旨の通知処分について、令和元年12月20日、国税不服審判所長に対し、同通知処分の取り消しを求める審査請求を行ったが、令和3年1月25日、同請求を棄却する旨の裁決がなされた。審査請求における主たる争点は、オーナー制度Aコースの取引が消費税法上の資産の譲渡等に当たるかといった点にあった。当職がオーナー制度Aコースの法的性質は金銭消費貸借契約であって、買戻特約付売買契約ではないと主張したのに対し、審判所は、①本件において金銭消費貸借契約が成立したとは認められない、②仮に、オーナー制度Aコースの取引が買戻特約付売買の形式を利用した潜脱的な預り金契約と解する余地があったとしても、同取引における対価は法人税及び消費税等の課税対象になるとして、原処分庁の判断を是認したものである。

(2) 国税不服審判所長に対する審査請求（平成27年7月期ないし平成30年7月期）について

当職は、神田税務署による更正をすべき理由がない旨の通知処分について、令和2年9月30日、国税不服審判所長に対し、同通知処分の取り消しを求める審査請求を行った。現在、同請求について、国税不服審判所において審理が行われている。

(3) 処分取消しの訴えの提起

当職は、前記(1)の裁決の結果を受けて、令和3年4月14日、東京地方裁判所に対し、平成26年7月期ないし平成30年7月期の各通知処分の取消を求める訴えを提起した（事件番号令和3年（行ウ）第156号）。平成27年7月期ないし平成30年7月期については、上記(2)のとおり国税不服審判所に

における審理が行われているが、提訴要件を満たしていること、手続を迅速に進める必要があることから、提訴の対象としたものである。

国税不服審判所は、課税要件の認定は取引の実体ないし実質に従ってなされるべきであるにも関わらず、外形上成立したかにみえる買戻特約付売買に従って課税要件の有無を判断しており、租税法の解釈適用に明らかな誤りがあり、当職としては到底納得し得るものではない。今後、裁判所における訴訟手続において、上記争点に関する主張立証を尽くし、税額の更正、ひいては破産財団の増殖が図れるよう引き続き努力する。

4 元法務部長らに対する訴訟の経過

第3回債権者集会において報告したとおり、当職は、**ケフィア事業振興会**の元法務部長に対して、4年4カ月間の支払済み報酬の一部（5000万円）の支払や元法務部長が主張する給与名下の債権の不存在等の確認を求めて、東京地方裁判所に訴訟提起した。また、**ケフィア事業振興会**と**かぶちゃんファイナンシャルサービス**は、元法務部長が代表取締役を務める会社との業務委託契約に基づき、業務委託料を支払っていたところ、受託業務の実態がなく支払いが無効と判断されたことから、上記訴訟と併せて、業務委託料の返還等を求めて訴訟を提起した。

この訴訟において、元法務部長は、当職の請求を全面的に争う旨の答弁書を提出したものの、後記5のとおり起訴され勾留されていたこともあり、これまでの期日に出頭していない。元法務部長は、令和3年3月に東京地裁にて執行猶予付きの有罪判決を受けており、今後訴訟に対してどのように対応してくるかは不明であるが、当職の請求が認容されるべく主張立証を尽くし、財団増殖に資するよう努める。

5 元役員ららの刑事事件

ケフィア事業振興会の代表者であった**鎬木秀彌**、元従業員7名並びに顧問1名の計9名は、令和2年3月9日、法定の除外事由がないのに、共謀の上、不特定かつ多数の相手方に対して元本額及び所定の利息又は加算額を支払うことを約して金銭の支払いを受けた、という「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」違反の公訴事実にて起訴された。

また、同月30日及び同年5月29日には、前記9名のうち5名が、共謀の上、新規顧客に対する元本や利息等を約定通り支払える見込みがなかったにもかかわらず、これを秘して平成30年5月以降にパンフレットを送付して顧客に金銭を振り込ませたという詐欺罪の公訴事実にて追起訴された。

現在までに9名のうち4名について有罪判決がなされ、その余の5名に関しては刑事訴訟が係属している。

6 役員¹の財産に対する保全処分又は役員²の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、現状においても調査中である。

第 2 今後の主な管財業務

1 配当準備中の 3 者の配当実施

ケフィア事業振興会、ケベッククラブ及び九州クラブについては、前記第 1 の 2 (2) 記載のとおり、今後、順次、配当手続を実施する。

2 国税不服審判手続及び訴訟手続への対応

前記第 1 の 3 のとおり、今後は処分取消を求める訴訟手続において、税額の更正、ひいては税金の還付が認められるよう、主張・立証を尽くす所存である。

3 元法務部長らに対する訴訟手続への対応

前記第 1 の 4 のとおり、元法務部長らに対する訴訟について引き続き対応に努めたい。

4 配当可能性のない破産者の処理

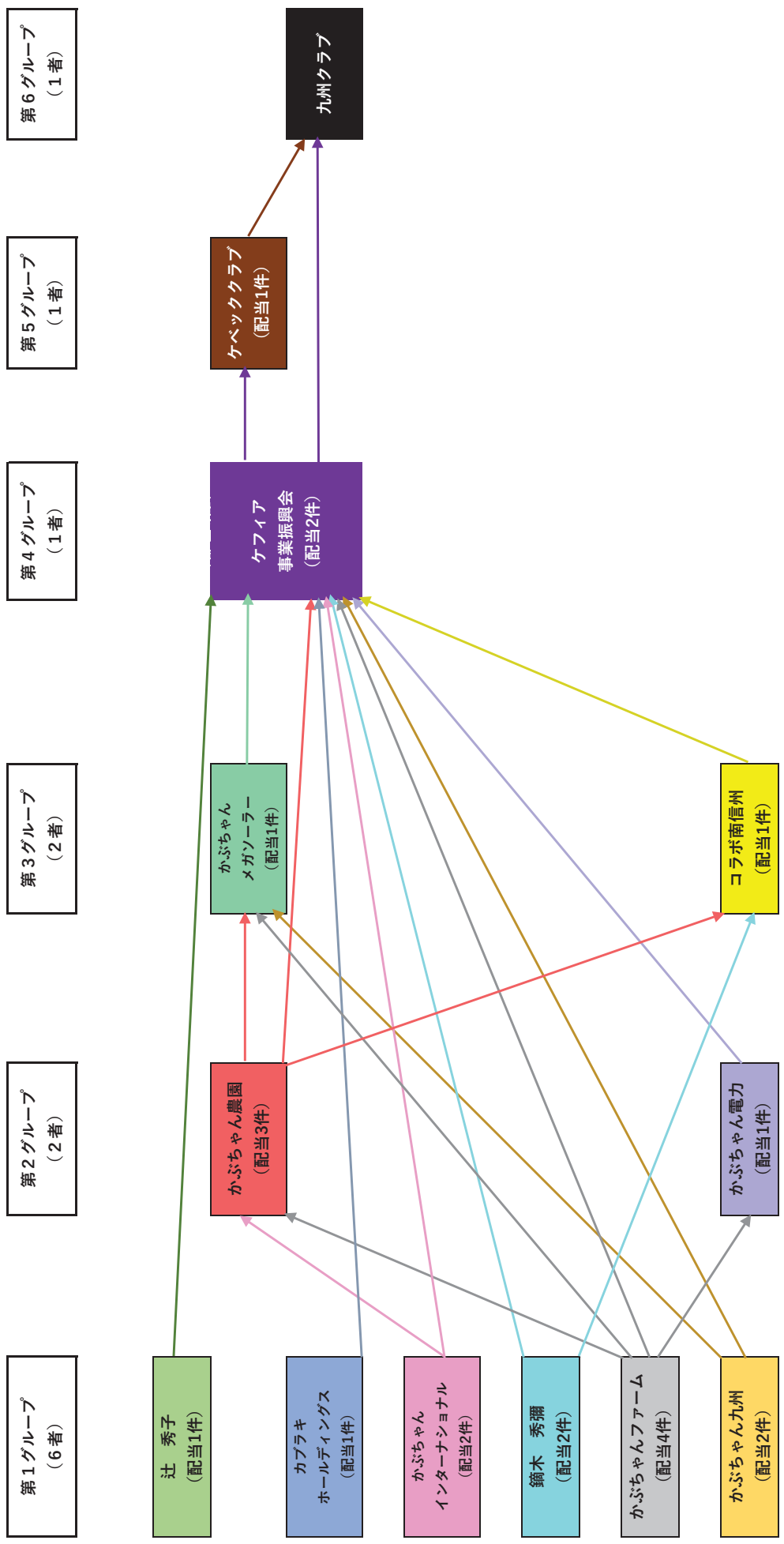
飯田水晶山温泉ランド、ケーターシステム及びかぶちゃんファイナンシャルサービスについては、前記第 1 の 1 (2) 記載のとおり、今後、存続が不要となった時点で、順次、異時廃止として破産手続を終了させる。

以上

(別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行 (中間配当を実施予定)
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	続行
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	最後配当実施中
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メープルライフ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツーシステム	続行
11	平成30(7) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	続行
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コロボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
25	平成30(7) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鎬木武弥	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
30	平成30(7) 9373	鎬木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
31	平成31(7) 706	辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)

(別紙2) 配当スケジュール



(別紙3) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

目次

No.	破産者名	No.	破産者名
①	株式会社ケフィア事業振興会	⑰	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
②	株式会社飯田水晶山温泉ランド	⑱	かぶちゃん農園株式会社
③	かぶちゃん九州株式会社	⑲	ケフィアグループC&L株式会社
④	かぶちゃんメガソーラー株式会社	⑳	合同会社かきの森
⑤	ケフィアインターナショナル株式会社	㉑	株式会社コラボ南信州
⑥	株式会社ケーアイ・アド	㉒	かぶちゃん信州乳業株式会社
⑦	株式会社ケフィア・カルチャーカード	㉓	かぶちゃんファーム株式会社
⑧	株式会社ケフィア・クリエイティブ	㉔	かぶちゃんインターナショナル株式会社
⑨	株式会社メープルライフ	㉕	株式会社かぶちゃん農園食堂
⑩	株式会社ケーツーシステム	㉖	かぶちゃん製菓株式会社
⑪	一般社団法人柿国際文化協会	㉗	株式会社ケフィア・サプリメント
⑫	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	㉘	亡鎬木武弥相続財産
⑬	ケベッククラブ合同会社	㉙	カブラキホールディングス株式会社
⑭	九州クラブ合同会社	⑳	鎬木秀彌
⑮	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	㉑	辻秀子
⑯	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに換価業務を終了している。

※本報告書には、①株式会社ケフィア事業振興会の財産目録等のみを添付している。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位:円)

財産目録
(第4回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備 考
1	現金	4,956,122	15,500,890	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	243,840,519	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウェア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,157,028,860	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位:円)

財産目録
(第4回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	44	180,741,781		
2	財団債権(労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(その他)	0	0		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権	29,409	116,822,340,343	103,352,886,108	13,469,454,235
	合計	29,475	117,015,832,469	103,352,886,108	13,469,454,235

* 負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日～令和3年3月31日
(単位:円)

収支計算書
(第4回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	引継現金	1,100,890
2	預金	6,369,398
3	引継予納金	14,400,000
4	売掛金	9,263,117
5	動産売却代金	4,758,873
6	不動産売却代金	1,542,148,149
7	敷金	1,154,300
8	保険解約返戻金	10,252,933
9	株式譲渡代金	46,125,216
10	預金利息	74,265
11	地代家賃戻し	1,489,600
12	保証金	84,240,554
13	預け金	5,360,046
14	出資金	999,136
15	車両売却代金	2,600,700
16	還付金	243,840,519
17	精算金	15,724,437
18	仮払金	169,957,952
19	預り消費税	60,220,640
20	固定資産税等精算金	233,112
21	預託保証金返還	13,811,577
22	借地権譲渡代金	28,732,166
23	立替費用精算金	12,041,628
24	共益費用精算金	84,700,939
25	否認権行使	9,200,000
26	他の破産者からの配当金	285,435,220
	合 計	2,654,235,367

平成30年9月3日～令和3年3月31日
(単位:円)

収支計算書
(第4回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	114,797,919
2	業務委託費	61,748,244
3	廃棄費用	2,647,426
4	通信費	40,909,650
5	施設管理費	757,584
6	電気料金	2,199,174
7	水道料金	264,214
8	リース利用料	2,699,229
9	システム利用料	6,346,220
10	地代家賃	34,663,292
11	旅費交通費	2,495,975
12	消耗品	757,392
13	仲介手数料	1,175,280
14	支払手数料	9,316,159
15	印紙代	160,000
16	管財事務費	9,348,976
17	別除権者弁済	818,625,425
18	他の破産法人への送金	9,280,000
19	立替金	4,247,440
20	管財人報酬	120,000,000
21	公租公課	180,741,781
22	労働債権	12,750,345
	合計	1,435,931,725

差引	1,218,303,642
----	---------------

破産貸借対照表
(第4回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科目	換価金額	No.	科目	金額
1	現金	15,500,890	1	財団債権(公租公課)	180,741,781
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,822,340,343
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	243,840,519			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	595,500			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウェア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	13,811,577			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	1,154,300			
27	保証金	84,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
	合計	2,157,028,860		合計	117,015,832,469

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-114,858,803,609